

# 川越北消防署川島分署電気冷暖房設備保守点検業務委託仕様書

## 1 目的

本業務委託は、電気冷暖房設備について専門の見地から点検又は測定等により劣化及び不具合等の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより電気冷暖房設備の機能を維持し、事故・故障等の未然の防止に資することを目的とする。また、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下、「フロン排出抑制法」という。）第16条第1項に基づく第一種特定製品の定期点検を行う。

## 2 委託場所

川島町大字平沼888番地 川越北消防署川島分署

## 3 委託対象設備

委託対象設備の明細は別表のとおりとする。

## 4 委託期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日まで（3年間）  
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

## 5 支払方法

7回払いとする。

令和8年10月（6月～9月分）、令和9年4月（10月～3月分）

令和9年10月（4月～9月分）、令和10年4月（10月～年3月分）

令和10年10月（4月～9月分）、令和11年4月（10月～3月分）

令和11年6月（4月～5月分）

## 6 入札書記載事項

入札書に記載する金額については、消費税及び地方消費税を含まない額とし、かつ、月額を記載して下さい。

## 7 提出書類

受注者は、契約後速やかに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務実施計画書
- (2) 管理技術者等通知書
- (3) その他、発注者が指定するもの

## 8 業務従事者

点検等を行う者は、その作業等の内容に応じ、法で定める資格を有する者を責任者とする。

フロン排出抑制法に基づく定期点検については、十分な知見を有する者が自ら行うか、立ち会うこと。

## 9 保守点検の範囲

保守点検は、別紙電気冷暖房設備保守点検作業要領による。また、保守点検の範囲については以下のとおり。

- (1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃。
- (2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整。
- (3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め。
- (4) 次に示す消耗部品の交換又は補充
  - ① 潤滑油、グリス、充填油等

- ②ランプ類、ヒューズ類
- ③パッキン、ガスケット、Oリング類
- ④精製水

- (5) 接触部分、回転部分等への注油
- (6) 軽微な損傷のある部分の補修
- (7) 塗料（タッチペイント）
- (8) その他これらに類する軽微な作業

## 10 負担区分

- (1) 保守点検及び清掃に要する電気、ガス、水道については発注者の負担とする。
- (2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に附属して設置されているものを除き、受注者の負担とする。
- (3) 保守に必要な消耗部品、材料、油脂等は、受注者の負担とする。

## 11 応急措置等

- (1) 点検の結果、対象部分に脱落、落下又は転倒のおそれがある場合、また、継続使用することにより著しい損傷又は関連する部材・機器等に影響を及ぼすことが想定される場合は、簡易な方法により応急措置を講じるとともに、速やかに発注者へ報告すること。
- (2) 落下、飛散等のおそれがあるものについては、その区域を立ち入り禁止にする等の危険防止措置を講じると共に、速やかに発注者へ報告すること。
- (3) 委託対象設備に故障等発生の場合は、直ちに技術員を派遣し適切な処置をとるものとする。（これに係る経費は本委託費用に含む）。

## 12 服装

- (1) 業務に従事する者は、業務及び作業に適した服装並びに履物で業務を実施する。
- (2) 業務関係者は、名札又は腕章を付けて業務を実施すること。

## 13 報告書の提出

受注者は作業を終了したときは、係員立会いのうえ検査を受けるとともに下記の書類を速やかに提出すること。

- (1) 委託業務実施報告書  
※発注者の指定書式
- (2) 点検報告書（各点検項目ごとの詳細な写真添付）  
※受注者の任意書式
- (3) 修理に要する交換部材の内訳及び写真等を添付し、修繕方法を明記した報告書及び修繕見積書  
※点検の結果、部品の劣化等により修繕を要すると認められる場合のみ提出

## 14 障害者等の雇用の促進

受注者は、「障害者の雇用の促進等に関する法律（第5条）」等に基づき、本委託業務の実施に際して、可能な限り障害者が就労する場の提供に努めること。ただし、業務委託の仕様上、障害者の雇用に困難な場合はこの限りでない。

## 15 その他の事項

- (1) 受注者は、業務を遂行するに当たり建物、設備、機器等に損傷を与えないよう十分注意し、万一損傷の場合は発注者側の責に帰する場合を除き、その賠償の責を負うものとする。
- (2) 受注者は、点検に際し設備の老朽、軽微な破損及び腐食等による機能障害については、常に使用できるよう調整を行うこと。
- (3) 受注者は、点検業務の実施にあたり、実施の日時、作業手順等を発注者と十分打合せの上その指示に従うこと。

- (4) この仕様書は、委託業務の大要を示すものであるから、受注者は現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行うこと。
- (5) 業務実施に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。
- (6) この入札は、地方自治法第234条の3に基づく「川越地区消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に規定する長期継続契約に該当するものであり、当該入札執行後の契約については「翌年度以降の歳出予算の金額について減額又は、削除があった場合には当該契約は解除することができる」旨及び損害賠償に関する事項を契約書に記載する。
- (7) この契約締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正により、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を何ら変更することなく契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。ただし、税法上経過措置の対象となる場合には、経過措置が優先して適用される。
- (8) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託する業務内容、再委託先の名称、再委託が必要な理由を明記の上、事前に書面にて提出し、川越地区消防組合の承諾を得る必要がある。

電気冷暖房設備保守点検作業要領

1 点検回数及び実施時期

- (1)冷房シーズン前（6月）1回、暖房シーズン前（11月）1回 計 年2回  
 (2)フロン排出抑制法に基づく定期点検は、3年に1回（前回の点検から3年後に実施）とする。

2 空冷式ヒートポンプパッケージエアコン（ビル用マルチ）保守点検内容

1 基礎・固定部	①亀裂・沈下等の異常の有無 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩み ③防振材、ストッパー等の劣化及び緩みの有無
2 外観状況	腐食、変形、破損等の有無
3 冷房切替	冷暖房兼用の場合は、温水又は蒸気コイルの水抜きを行い、これらに係る止弁の開閉の良否を点検すると共に（補助）電気ヒーター及び加湿器の電源遮断、自動制御機器の切替え並びに作動確認を行う。
4 暖房切替	冷暖房兼用の場合は、温水又は蒸気コイル、加湿給水等の止弁の開閉を確認すると共に（補助）電気ヒーター及び加湿器の電源投入、自動制御機器の切替え並びに作動確認を行う。
5 水系統	
a 加湿用給水・冷却水	①弁の開閉確認 ②漏れ及び汚れのないことの確認
b ドレンパン	汚れ、錆、腐食等の有無
c ドレン排水	本体のドレン排水確認を行い、支障のないことの確認
6 電気系統	
a 操作回路・動力回路	絶縁抵抗を測定し、良否確認
b 端子	緩み及び変色の有無
c 操作盤	盤内の汚れ、異物の付着、緩み及び変形の有無確認
d クランクケースヒータ	通電、発熱状態の異常のないことを確認
7 送風機	
a Vベルト	緩み、亀裂、摩擦等の有無
b 軸受	異常音、異常振動等の有無
c 羽根車	汚れ、損傷等の有無
d 電動機	回転方向が正しいことの確認
8 エアフィルター	
a ろ材	詰まり、損傷等の有無
b 枠	変形、腐食等の有無

9 冷媒系統	①ガス漏れの有無 ②配管の損傷等の有無
10 熱交換器	①フィンコイル及び凝縮機の汚れ、損傷等の有無 ②補助ヒーターの汚れ、損傷等の確認
11 加湿器	①作動の良否確認 ②汚れ、損傷等の有無確認
12 保安装置	
a インターロック	室内送風機運転と（補助）電気ヒーターが連動して作動することを確認
b 圧力開閉器	作動の良否確認
c 可溶栓及び安全弁	ガス漏れ、変形等の有無確認
d 温度ヒューズ	溶接、変形及び変色の有無確認
e 過熱防止器	作動の良否確認
f 圧力計	指示値が正常であることの確認
13 自動制御機器	温度調整器、温度調節器、タイマー制御、圧力制御及び容量制御が設定値で作動することの確認
14 運転調整	
a 音・振動	異常のないことの確認
b 電源電圧	①供給電源電圧に異常のないことの確認 ②運転時における電圧変動が規定値内にあることの確認
c 運転電流	①主電源及び圧縮機電流が定格以下にあることを確認 ②送風機及び加湿器の電流に異常のないことを確認 ③電気ヒーターの電流が低下値にあることを確認
d 冷凍機油	汚損、劣化及び湯量の適否確認
e 熱交換状況	冷媒、室外機及び室内機の噴出し空気温度を点検し、熱交換状況が正常であることを確認
f 除霜装置	暖房運転時の場合は、検知作動並びに四方弁動作の良否確認

### 3 全熱交換器保守点検内容

1 基礎・固定部	①き裂、沈下等の確認 ②固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みの有無確認
2 外観状況	
a 本体・点検口	さび、腐食、変形、破損等の有無確認
b フィルター	詰まり、損傷等の有無

c 保温材	破損の有無
3 熱交換エレメント	
a 軸受	①異常音、異常振動等の有無 ②給油の状態
b エレメント	①詰まり、損傷等の有無 ②回転型の場合は、回転バランスの良否点検
c エアシール	回転型の場合は、異常摩擦、破損等の有無点検
d 駆動装置	回転型の場合は、ベルト又はチェーンの緩み、損傷等の有無
e ケーシング	汚れ、さび、腐食等の有無
4 送風機	異常音、異常振動等の有無
5 電気系統	
a 電源電圧	電圧の変動が規定値以内にあることの点検
b 電動機	①絶縁抵抗測定し、その良否確認 ②表面温度の異常の有無 ③電流が定格値内であることの確認 ④オイルシールの油漏れの有無
c リレー	回転型の場合は、作動の良否
d 端子類	回転型の場合は、緩み、変形、溶損等の有無点検

#### 4 フロン排出抑制法に基づく点検

一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会が定める漏えい点検ガイドライン（直接法、間接法又はこれらを組み合わせた方法による漏えい点検）等に沿って点検を行う。

#### 5 その他

本書に記載されていない業務でも保守上必要とするもの、また、技術上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で行うものとする。

## 別 表

※現状とは異なる場合があります

## 対 象 機 器 及 び 台 数

機 器 名	番 号	型 式	系 統	メーカ名	台 数
室外機	AC-1	RXTP335DA	1階受付・仮眠室	ダイキン	1
	AC-2	RQYP224FAR	1階ホール・2階ホール	〃	1
	AC-3	RQYP450B	2階事務室	〃	1
	AC-4	RSLY16G	2階講堂	〃	1
	AC-5	RQYP224B	2階食堂	〃	1
室内機	AC-1-1	FXYCP56MD	1階受付	ダイキン	1
		FXYCP56MD	仮眠室	〃	4
	AC-2-1	FXYMP71CB	1階ホール	〃	1
	2-2	FXYCP36CD	女子更衣室・救急隊更衣室	〃	2
	2-3	FXYCP45CD	2階ホール	〃	1
	2-3	FXYMP45CB	〃	〃	1
	AC-3-1	FXYCP56M	2階事務室	〃	5
	3-2	FXYCP90M	2階署長室	〃	1
	3-3	FXYCP90M	2階消防団本部室	〃	1
	AC-4-1	FXYM80GA	2階講堂	〃	5
	AC-5-1	FXYCP90M	2階食堂	〃	2
	5-2	FXYCP36M	2階食堂	〃	1
	全熱交換器	HEF-1	VL-1500ZX	1階受付	三菱電機
HEF-2		LGH-25RS	1階ホール・2階ホール	〃	2
HEF-3		LGH-50RKM	1階仮眠室・2階事務室	〃	5
HEF-4		LGH-25RKM	1階仮眠室	〃	1
HEF-5		LGH-15RKM	2階署長室	〃	1
HEF-6		LGH-100RS-50	2階講堂・2階食堂	〃	3
HEF-7		LGH-15RS	2階書庫	〃	1